

インターネット時代の特許情報の活用

株式会社野村総合研究所 ナレッジソリューション事業本部

廣 本 英 久

Practical Use of the Internet Patent Information Service

Hidehisa Hiromoto

Knowledge Solution Business Div., Nomura Research Institute, Ltd.

1. はじめに

最近、新聞等で特許に関わる記事が目立つようになった。企業間の特許紛争に加え、研究者に対する特許報奨金の拡充、未利用特許の活用、大学による TLO（技術移転機関）の設立、知的財産権を担保にした融資、など企業や研究機関で特許の活性化を目指す動きが数多く見られる。一方、インターネットに代表される本格的な情報化社会の到来は特許情報の利用面においても変革をもたらしつつある。本論では、インターネット時代に相応しい特許情報の活用により、企業や研究機関の特許関連業務がどうあるべきか、について提案したい。

2. 国際的なプロパテントの波

国際競争力を高めるために、米国を初め世界各国でプロパテント（特許重視）政策を国家戦略の柱とする動きが強まっている。日本政府においてもプロパテントを意識した政策に力を入れようとしている。今後日本でも知的財産権をめぐる訴訟等が米国並に頻発することが予想さ

れる。事実、米国に比べ件数的に少ないものの、1990年代になって日本国内の特許訴訟は増加しており¹⁾、賠償金額も急増している（図1）。

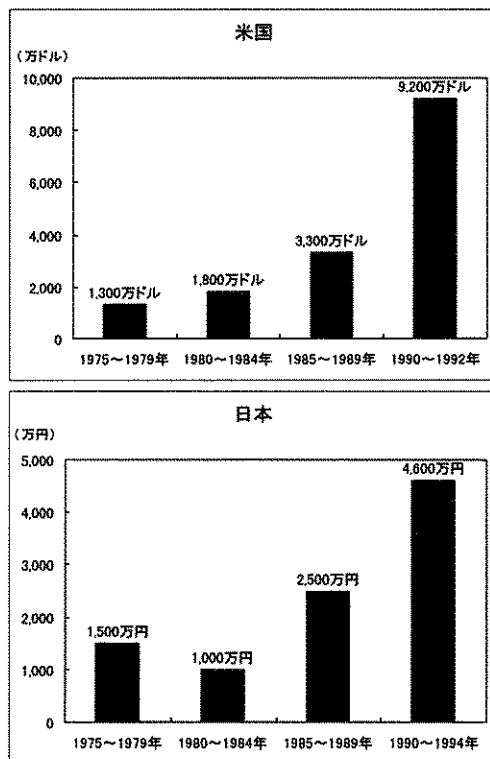


図1 主要な知的財産権関連訴訟の平均賠償金額の推移²⁾

国際的な企業間競争の中で、企業ではこれまでのような防衛的な特許戦略から、戦略的・攻撃的な特許戦略への転換が求められる。

また、これまで特許などの工業所有権と言えば製造業との関わりが深いと考えられてきたが、今後は、サービス(金融・流通・情報、等)分野の知的財産権戦略も重要視されることになる。規制緩和等を契機にサービス分野への外国企業の参入が活発化している。こうした企業はサービスのノウハウを知的財産権で武装して市場に参入し、既存企業に攻勢をかけてくることが予想される。実際、外資系の金融機関が電子マネーに関して数百ページにわたる特許出願を日本で行って話題になったが、このことは知的財産権を軸とした新規参入が既に始まっていることを示すものである。

今後、企業や研究機関においては、特許をより重視した経営、研究を行うことが求められる。企業では、独創的で基本的な特許によって、事業を独占的に行ったり、ライセンス収入を得るという戦略が必要となる。大学や公設試験研究機関等の研究機関においても基礎的な研究成果を特許化して民間企業に技術移転すると同時に、ライセンス収入を得て、研究費の一部としていくことが特許戦略として重要となる。

3. 情報インフラ整備がもたらす特許関連業務の変革

近年、情報インフラ整備が急速に進んでおり、中でもインターネットの成長は目覚ましい。1998年9月時点におけるjpドメインの登録数は50,000に達しており、2年間で5倍近く増加している(図2)。企業や研究機関では、LAN、インターネット接続環境、一人一端末、等の整備が進んできている。こうした情報インフラ整備の結果、企業や研究機関の様々な業務が効率化されてきたが、特許関連業務においても変革をもたらしつつある。

日本は特許・実用新案の出願数で世界のトッ

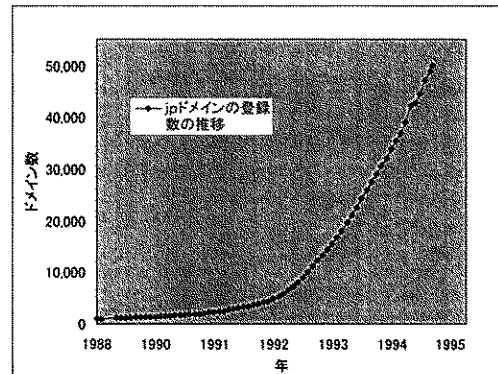


図2 jpドメインの登録数の推移³⁾

プの座にある。日本における年間40万件近い出願件数は全世界の22%(1994年)を占めている⁴⁾。また、日本企業による海外への出願も多く、米国で出願数の多い企業の上位10社のうち8社が日本企業となっている⁵⁾。特許を出願するにあたり、調査は不可欠であるが、国内だけでも数百万件という膨大な特許情報を調査することが必要となる。また、グローバルに活躍する企業にとっては、国内の数倍の件数となる海外の特許情報も調査しなくてはならない。

近年の情報処理技術の進歩は、膨大な特許情報から必要な情報を瞬時に抽出することを可能にした。また、情報インフラの整備はこうした情報処理の結果をどこでも入手することを可能にし、膨大な特許情報を企業や研究機関が個々に保持する必要すら無くしている。企業や研究機関が今後、特許戦略を強化するためには、情報処理技術や情報インフラを使って膨大な特許情報をいかに効率よく調査するかが一つのポイントとなる。

4. インターネット時代の特許情報の活用

4.1 企業や研究機関における特許関連業務の今後のあり方

2章、3章で述べた事業環境の変化の中で、

企業や研究機関では、独創的で基本的な特許を創出するとともに、その権利を最大限に活用していくことが求められる。そのためには、研究者への特許取得に対するインセンティブ向上を図るとともに、特許管理部門（特許部等）や研究・開発部門の機能強化を図ることが望ましい。

4.1.1 特許権取得に対する意欲の向上

研究者が意欲的に特許を出願するために、特許創出へのインセンティブを高めるような制度を設けることが有効である。例えば、利益に結びつくテーマを創出した研究グループとそれを戦略的出願に結びつけた特許管理部門の担当者に対して報酬で報いたり、研究所・事業部・事業グループなど組織毎に出願内容で評価する制度を設けることなどが挙げられる。特許権は20年間に及ぶ権利であるため、その評価も長期に亘るものでなくてはならない。従来からのノルマ型による出願では独創性や戦略性の高い特許を創出するには限界があり、インセンティブ型の出願へ転換を図る必要がある。

研究機関では論文等による評価だけではなく、特許取得による評価も十分に行う（例えば有用な特許であれば論文相当として扱い、博士号授与の際に考慮する等）とともに、特許による収益を研究室や研究者に還元するようなルール作りも重要である。

4.1.2 特許管理部門の機能強化

これまでの数を重視した出願を改め、事業独占やロイヤリティ収入を強く意識した戦略的な出願を目指すには、特許部などの特許管理部門の機能強化が不可欠である。そのためには、調査分析力を強化し、企業や研究機関全体の出願戦略を策定することが挙げられる。また、研究・開発部門からの個々の出願テーマに対して強く広い権利を取得できるような出願内容を強化する支援機能も必要である。

さらに、海外への出願も特許管理部門が中心となって強化すべき点である。今後は欧米だけでなくアジア各国への出願も一層重要となる。

さらに、今後増加が予想される訴訟への対応力や他社との交渉力も特許管理部門が強化すべき機能である。

研究機関においては取得した権利を収益に結びつけるような機能が必要となる。最近話題になっている技術仲介を目的とした機関の設立や、大学によるTLO（技術移転機関）の設立などによって、民間企業への技術移転を積極的に行っていくことになるだろう。

4.1.3 研究・開発部門における調査機能強化

前述の特許管理部門の機能強化を図るためには、これまで特許管理部門が担ってきた業務の一部を研究・開発部門に移管し、特許管理部門が高度な機能に特化できるようにすることが必要となる。また、研究者が積極的に特許を創出する環境では、研究・開発部門で調査業務の一部を担うことが望ましい。具体的には、出願前の先行技術調査と、競合他社の出願監視について業務フローを見直し、研究・開発部門の調査機能を強化することが重要である。これらの調査業務は、3章で述べた情報インフラの活用によって研究・開発部門の役割強化が可能なものである。

こうした業務フローの見直しにより、単に特許管理部門の業務負担が軽減されるだけでなく、本来発明の内容について最もよく理解している研究者が特許調査を直接行うことを可能にし、出願までの時間を大幅に短縮したり、出願に対して研究・開発部門がより前向きに取り組めるようになるという点で有効である。

4.2 インターネット特許情報サービスの活用

特許庁では特許情報の電子化を積極的に推進しており、1993年より電子データによる公報の発行を行っている。特許情報の電子化、情報処理技術の進歩、情報インフラの整備により、特許情報を効率的に分析できるような環境が整いつつある。こうした中で、(株)野村総合研究所では、1997年に日本で初めてインターネット上で特許情報サービス「NRIサイバーパテントデスク」(<http://www.patent.ne.jp>)を開始



図3 NRIサイバーパテントデスクのホームページ
(<http://www.patent.ne.jp>)

した(図3)。サービス開始以来、1年間で既に1,000社近い企業・研究機関に利用されている。主なサービスの特徴としては、

- (1) 汎用ブラウザによってインターネットに接続できる環境さえあれば誰にでも簡単に特許情報を検索・閲覧できる。
- (2) 公報の全文に対して高速に検索し、全文・全図面を閲覧することができる。
- (3) 予め設定したキーワードを基に新着情報を自動的に検索することができる(SDI検索)。
- (4) 暗号化通信によってインターネット上のセキュリティを確保している。

これまで、オンラインで特許調査を行うには高度な検索技術が要求され、調査の専門家が主体となって調査業務を行ってきた。しかし、インターネットで手軽に検索できるサービスによって、研究者が自分の端末から低コストで直接調査できる環境が整い、企業や研究機関の特許関連業務を大きく変えつつある。

4.3 NRIサイバーパテントデスクを活用した業務改革

NRIサイバーパテントデスクを活用した業務改革は、特許出願時における先行出願調査と、

定常時に実施する他社の特許出願監視の2点に集約される(図4)。

4.3.1 先行出願調査における業務改革

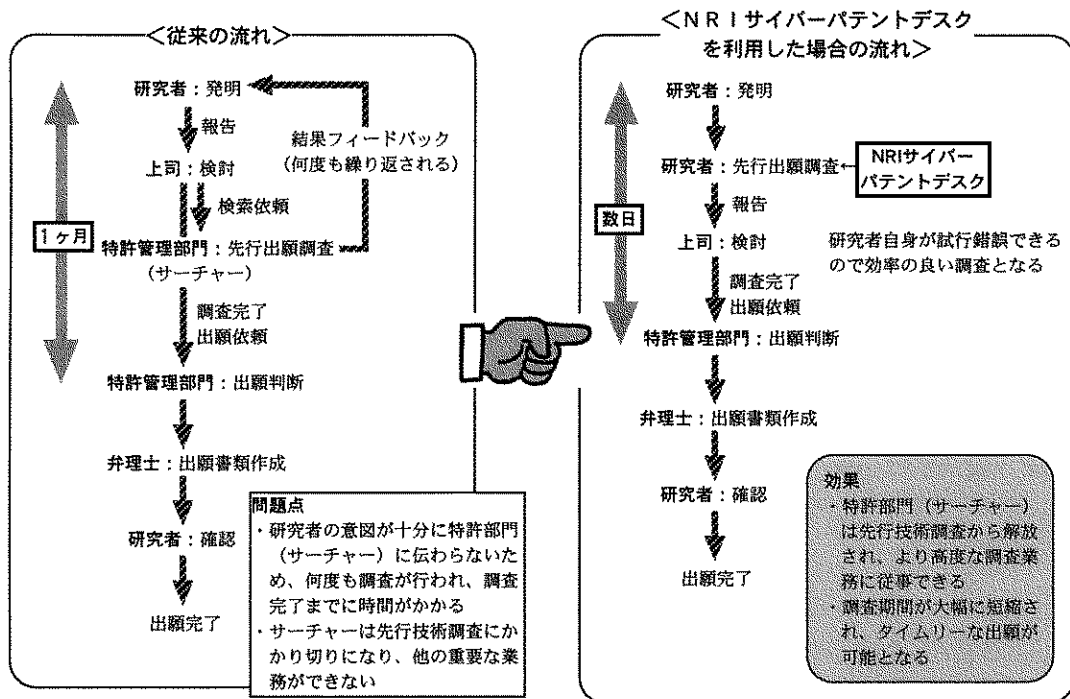
これまで、特許出願の際には研究者の発明を基に、特許管理部門が先行する出願等を調査し、発明の新規性チェックを行うことが多かったが、研究者の発明の意図が特許管理部門の調査担当に正確に伝わらないために、何度も調査を繰り返すことになり、調査が完了するまでに時間を要していた。特許管理部門の調査担当も先行出願調査に多くの時間を割くことになり、他の調査業務を行う余裕があまりない状況にあった。

NRIサイバーパテントデスクでは研究者自身が直接先行出願の調査を行えることを目的としている。研究者と特許管理部門の間のやりとりが少なくなるため、調査完了までの時間を大幅に短縮することが可能である。特許管理部門では、業務負担が軽減された分、パテントマップ作成や訴訟に関する調査等の高度な業務にシフトすることが可能となる。また、研究者自身が調査ツールを持つことにより、日常の研究活動の中で試行錯誤の検索を行い、新規テーマ発見の糸口をつかむことも期待できる。

4.3.2 他社出願監視における業務改革

特許庁から公報が発行される都度、技術分野やキーワードを基に行う情報抽出を一般にSDI(Selective Dissemination of Information)と言う。従来、SDIによる他社の出願監視業務は特許管理部門が窓口となって行われてきた。特許管理部門がSDI事業者から該当する特許情報を紙等で入手した後、事業所、研究所、研究グループ毎に特許情報を分別、複写し、最終的には研究グループ内で回覧を行い、チェックすべき特許情報の抽出を行っている。本来この一連の作業は短時間で行われなければならない。研究中の内容が他社によって先に出願されてしまった場合は、研究を中止するか、方針転換を図らなければならないし、登録された特許が自社に不利なものであった場合には、

(1) 発明から出願までの業務フローの一例



(2) SDI 検索サービスを使った技術動向チェックの業務フローの一例

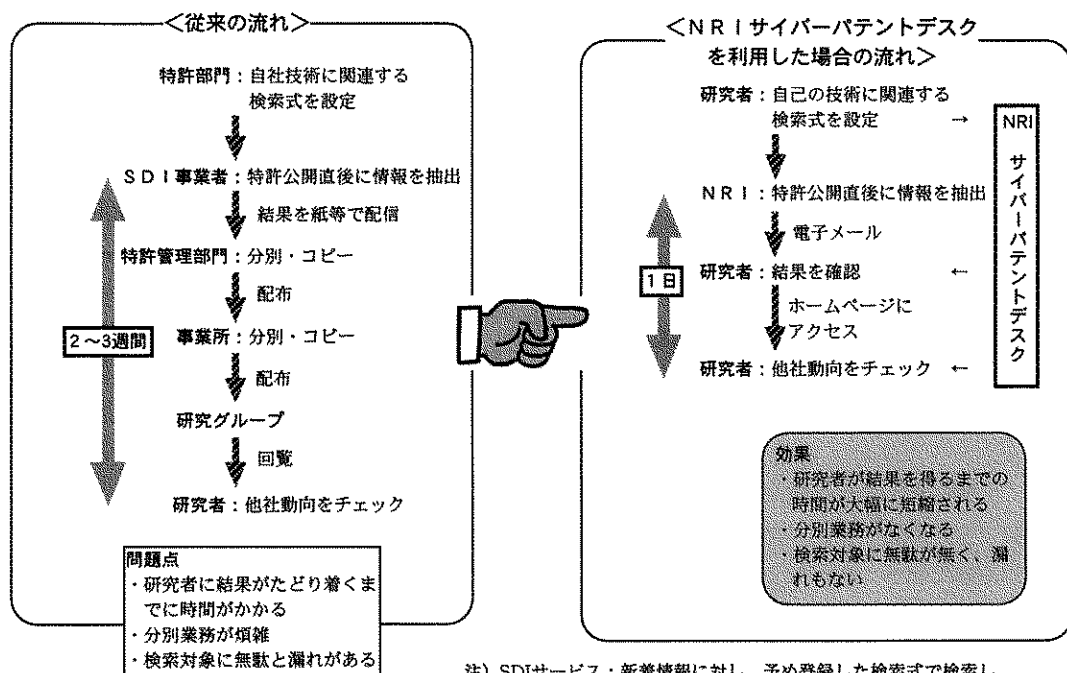


図4 NRI サイバーパテントデスクが変革する特許業務の流れ

特許公報の発行後6ヶ月以内に異議申立を行う必要がある。しかし、現実には数週間から場合によっては数ヶ月かかっていることがある。その上、特許管理部門によって抽出された公報を見る研究者にとっては、必ずしも自分の研究範囲に完全に一致する内容ではないこともある。

NRI サイバーパテントデスクにおけるSDI検索は研究者が自分で検索式を設定して、新着情報を自動的に抽出するサービスである。研究者は自分に必要のある情報を的確に取得することができる上に、情報取得までの時間を大幅に短縮することができる。公報が発行されて自動検索が行われる都度、電子メールにて結果を知らせ、注意を喚起する点でも有効である。特許管理部門にとっては特許情報の分別・複写作業がなくなり、業務負担も軽減される。

5. ま と め

膨大な特許情報を対象とした調査ツールが、

情報処理技術と情報インフラの発展とともに高効率かつ低コストなインターネットサービスとして提供されるようになってきている。企業や研究機関では、こうした外部の情報サービスを積極的に導入して特許関連業務を改革し、プロパテント社会を生き抜くような研究・開発、特許出願を推進すべきと考える。

参 考 文 献

- 1) 特許庁「工業所有権行政の現状と今後の方向」(1997. 6) p. 60.
- 2) 野村総合研究所および知的財産研究所資料より、特許庁「工業所有権行政の現状と今後の方向」(1997. 6) p. 61.
- 3) 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター資料より野村総合研究所作成.
- 4) 特許庁「工業所有権行政の現状と今後の方向」(1997.6) p. 36
- 5) 米国NAF報告より、日経産業新聞(1998. 9. 11).